

玉村町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

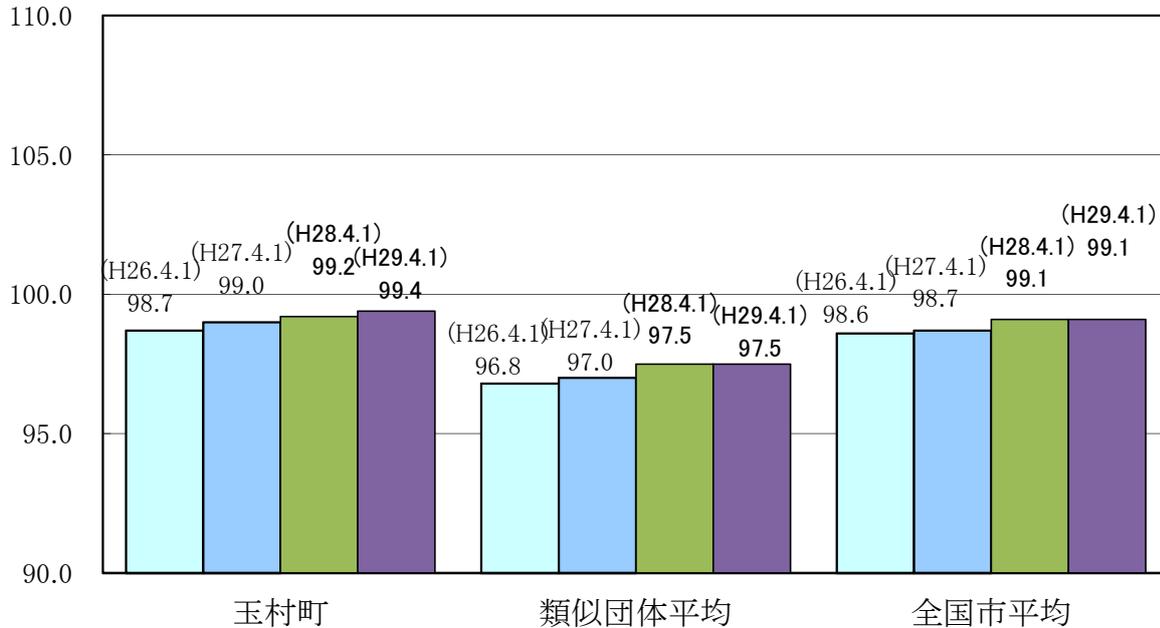
区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	36,796	10,985,196	512,062	1,876,823	17.0	16.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	211	798,391	121,671	311,639	1,231,701	5,837	5,805

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

②3年連続で上昇している要因として、高齢層職員の昇給抑制を実施していないことが、要因の1つであると考えられる。今後については、他市町村の状況を踏まえ、改正を検討する。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

【給料表の改定実施時期】	平成28年4月1日
【内 容】	一般行政職の給料表について、国及び群馬県の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げを行う。また、激変緩和のため、2年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

【支給割合】	国基準では支給対象地域ではないため、玉村町においても支給していない。
--------	------------------------------------

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施） 単身赴任手当を新設（内容は国と同様）
--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
玉村町	42.9 歳	319,477 円	378,324 円	350,180 円
群馬県	43.7 歳	339,000 円	409,007 円	371,298 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	41.4 歳	306,690 円	368,419 円	341,025 円

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
玉村町	43.3 歳	330,800 円	364,419 円
群馬県	44.3 歳	373,100 円	415,371 円
類似団体	39.7 歳	288,940 円	320,085 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等をおを除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（29年4月1日現在）

区 分		玉 村 町	群 馬 県	国
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	183,300 円	178,200 円
	高 校 卒	151,500 円	149,400 円	146,100 円
技能労務職	高 校 卒	151,500 円	145,000 円	—
	中 学 卒	— 円	— 円	—
教 育 職	大 学 卒	179,200 円	204,600 円	—
	高 校 卒	151,500 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（29年4月1日現在）

区 分		経験年数10～15年	経験年数20～25年	経験年数25～30年	経験年数30～35年
一般行政職	大 学 卒	286,900 円	357,400 円	383,100 円	401,200 円
	高 校 卒	— 円	338,300 円	362,600 円	— 円

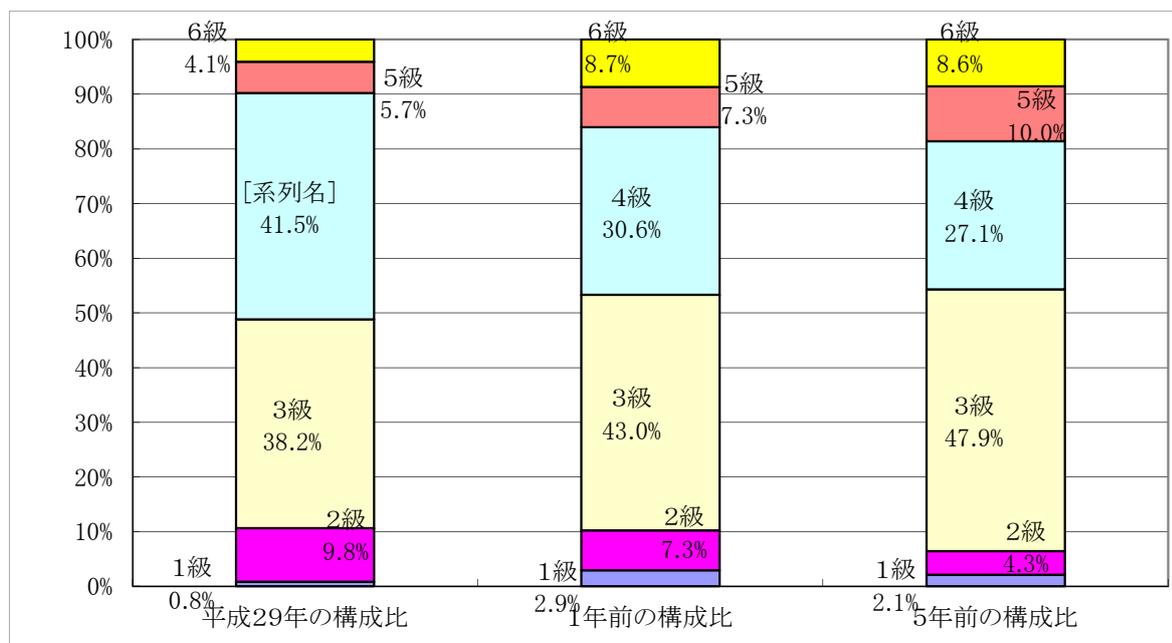
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	1人	0.8%	142,600円	247,100円
2級	主任の職務	12人	9.8%	192,700円	303,800円
3級	主査の職務	47人	38.2%	228,900円	349,600円
4級	係長、係長代理又はこれに相当する職の職務	51人	41.5%	262,000円	380,600円
5級	室長又はこれに相当する職、課長補佐の職務	7人	5.7%	288,000円	392,600円
6級	課長の職務	5人	4.1%	318,500円	409,800円

(注) 1 玉村町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日までににおける運用	玉村町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用	○	○		
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

玉 村 町	群 馬 県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,499 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,795 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.7 月分 (1.45)月分 (0.8)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.7 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成29年度中における運用	玉村町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(29年4月1日現在)

玉 村 町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)			
(退職時特別昇給 なし)				(退職時特別昇給 なし)			
1人当たり平均支給額 21,390 千円				1人当たり平均支給額 21,390 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		192 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		96,084 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
前橋市	3 %	2 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			99.2 (99.2)

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。
(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

支給実績(28年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫、行旅病死 人業務手当	感染症等防疫、行旅病 死人の作業に従事した 職員	感染症等防疫、行旅病 死人の作業	0 千円	1日当たり、5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	45,435 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	301 千円
支給実績（27年度決算）	44,567 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	297 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（29年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	配偶者・・・13,000円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人・・・ 11,000円 配偶者以外の扶養親族・・・6,500円 16歳から22歳までの子・・・5,000円加算	同じ		17,262 千円	203,082 円
住居手当	借家の場合(月額12,000円を超える家賃の支払者) 最高支給限度額・・・27,000円	同じ		10,650 千円	287,832 円
通勤手当	自動車などの交通用具の使用の場合 ・通勤距離により、31,600円/月を限度 交通機関利用者の場合 ・定期券等による運賃相当額(55,000円/月 限度)	同じ		6,976 千円	41,035 円
管理職手当	役職により、定額を支給 1種 総務課長 75,000円/月 2種 課長職(総務課長を除く) 62,900円/月 3種 室長職 54,800円/月 4種 課長補佐職 49,800円/月 5種 係長職 39,900円/月	異なる	支給単価	41,434 千円	505,287 円
日直手当	1回につき4,200円(5時間未満の場合は2,100円)	同じ		1,016 千円	7,529 円

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	725,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
		(-)	(円)	920,000	円 /	585,600 円
報 酬	副市町村長	612,000	円			
		(-)	(円)	760,000	円 /	539,400 円
報 酬	議 長	324,000	円			
		(-)	(円)	499,000	円 /	227,000 円
	副 議 長	266,000	円			
報 酬		(-)	(円)	430,000	円 /	182,000 円
	議 員	242,000	円			
報 酬		(-)	(円)	400,000	円 /	157,000 円
	備 考					
期 末 手 当	市区町村長	(28年度支給割合)				
	副市町村長	4.25	月分			★
期 末 手 当	議 長	(28年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	4.25	月分			★
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
		725千円×在職年数×520/100	15,080千円	任期毎		★
退 職 手 当	副市町村長	612千円×在職年数×300/100	7,344千円	任期毎		★
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

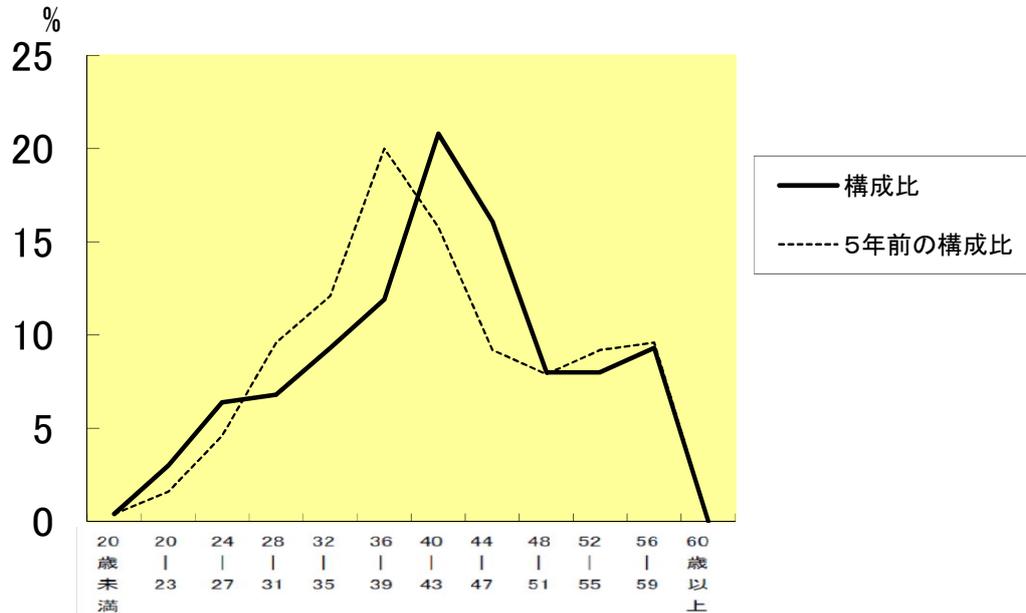
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成28年	平成29年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	4	3	▲ 1	監査係の廃止による減 県及び被災市町村への人事派遣終了による減 保育係の新設に伴う増 保健センター保健師業務充実のための増 県人事交流派遣に伴う増
		総務	44	40	▲ 4	
		税務	21	21	0	
		民生	65	66	1	
		衛生	13	14	1	
		労働	1	1	0	
		農林水産	7	7	0	
商工		3	4	1		
土木	13	13	0			
	計	171	169	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 45.92 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 50.85 人)	
	教育部門	40	40	0	社会体育館の事務見直しによる減	
	小 計	211	209	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.8 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 65.22 人)	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水道	5	5	0	
		下水道	5	5	0	
		その他	15	15	0	
	小 計	25	25	0		
合 計		236	234	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.59 人	
		[239]	[239]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	1人	5人	20人	16人	16人	25人	47人	45人	22人	17人	20人	0人	234人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	172	174	172	171	171	169	▲3 (1.2%)
教育	45	45	43	41	40	40	▲5 (▲18.4%)
普通会計計	217	219	215	212	211	209	▲8 (▲3.2%)
公営企業等会計計	24	24	24	24	25	25	1 (8.6%)
総合計	241	241	243	239	236	234	▲15 (▲5.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
28年度	445,558	101,933	32,319	7.3	7.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	4	17,650	2,115	6,891	26,656	6,664

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円
6,166

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
玉村町	38.8 歳	311,397 円	519,494 円
市町村平均	44.4 歳	343,701 円	513,093 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

玉 村 町	玉村町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(28年度) 1,531 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,548 千円
(28年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(29年4月1日現在)

玉 村 町	玉村町(一般行政職)
(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%) (退職時特別昇給 なし)	(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%) (退職時特別昇給 なし)

ウ 地域手当

(29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
前橋市	3 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当(29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(28年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫、行旅病死業務手当	感染症等防疫、行旅病死業務に従事した職員	感染症等防疫、行旅病死業務	0 千円	1日当たり、5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	507 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	101 千円
支給実績(27年度決算)	294 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	59 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	配偶者・・・13,000円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人・・・11,000円 配偶者以外の扶養親族・・・6,500円 16歳から22歳までの子・・・5,000円加算	同じ		338 千円	67,600 円
住居手当	借家の場合(月額12,000円を超える家賃の支払者) 最高支給限度額・・・27,000円	同じ		195 千円	195,000 円
通勤手当	自動車などの交通用具の使用の場合 ・通勤距離により、31,600円/月を限度 交通機関利用者の場合 ・定期券等による運賃相当額(55,000円/月限度)	同じ		507 千円	101,429 円
管理職手当	役職により、定額を支給 1種 総務課長 75,000円/月 2種 課長職(総務課長を除く) 62,900円/月 3種 室長職 54,800円/月 4種 課長補佐職 49,800円/月 5種 係長職 39,900円/月	同じ		1,210 千円	403,212 円